

【大久保委員】 今、最後にご説明をいただきました長崎県特別支援教育推進基本計画、いよいよ第3次の実施計画に入っていくということでありまして、その中からお尋ねをしたいと思います。

「特別支援学校の教育の充実」の中に、高等部等における職業教育の強化というのがあります。平成26年から、例えば、虹の原特別支援学校あるいは希望が丘高等特別支援学校等で、職業学科の改編に向けた研究を進めてきたということでありまして、その研究の結果といいますか、大体どのような方向になっていくのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

【前田特別支援教育室長】 まず、希望が丘高等特別支援学校ですけれども、現在、普通科のみでやっております。ここにつきましては普通科を廃止いたしまして、これはまだ仮称ですけれども、生活技術科、産業流通科、こういった職業に関する専門学科のほうに移行いたしまして、より職業教育に力を入れていきたいと思っております。

具体的な内容といたしましては、ハウスクリーニングあるいはウェアクリーニング、食品加工、接客、事務流通、農芸、木工など、こういった種目をやりたいと学校のほうから聞いております。できれば平成29年度入学の1年生から、学年進行で職業学科へ移行できればと考えているところです。

【大久保委員】 特に希望が丘高等特別支援学校は地元の諫早でありまして、先日も文化祭とか体育祭にお招きをいただきまして、行ってきましたけれども、お子さんたちが非常に活気がありまして、生き生きとしている状況でありました。

就労実績が随分上がっていると聞いておりますが、その辺はいかがですか。

【前田特別支援教育室長】 学校のご努力で、以前は7割台ぐらいだった就職率が9割台近くまで上がってきております。学校全体で子どもの教育、それから地域を巻き込んだ教育等に取り組んでおられまして、いい教育成果を上げていただいているところです。

【大久保委員】 先ほど言われたハウスクリーニングは、ちょうど文化祭の現場で実際に実践をしてくれましたし、お子さんたちがいろんな手づくりのもの、木工具とかも、かなり技術のレベルが高いという印象を持って帰ってきたわけでありまして。

世の中の変化に伴って、お子さんたちが就労する職種、そういう変化も当然あります。先ほど言われたような事務流通、どこかの会社の秘書室にも就職が決まったというようなことも聞きましたし、そういう意味では、学科の再編に伴って、これは当然、学校の中でいろんな研修をしていくわけですけれども、どうしてもスペースが要ります。何といたっても箱物も必要になってきますので、そこらあたりはぜひご検討していただいて、平成29年度からの入学となりますと、急がないといけないことでありまして、ぜひハード面での環境整備を進めていただきたいと思っておりますけれども、今どんな感じですか。

【前田特別支援教育室長】 まだ研究をしている段階ですけれども、必要な機器整備につきましては、教育環境整備課と協議をしながら進めていきたいと思っております。ただ、長年培ってきた希望が丘高等特別支援学校独自の内容もありますので、そこも活かしながらやっていきたいと思っておりますので、既存の施設等も十分活用しながら取り組んでいきたいと思っております。

すみません、先ほど虹の原特別支援学校のことも聞かれておまして、答えておりませんでした。虹の原特別支援学校も普通科のみなんですけれども、普通科を残しつつ、職業に関する専門学科を一部つくりまして、これも仮称で、就業サービス科ですけれども、ここでもフードサービスとか、物流、福祉、接客等の時代のニーズに合った学習に取り組んでいきたいと考えております。

【大久保委員】 ありがとうございます。2校についてのいろいろご説明をいただきました。

特に希望が丘高等特別支援学校は、もともと2クラスからスタートしているんです。今、4クラス、県央の地の利というのもあって生徒が非常に増えている。そういう中で、また学科再編をやって就労の教育をやっていくということでもありますから、ぜひ急いで環境整備をしていただきたいと思っております。

先般、週末、JAさんのほうから話があって、JAの祭りに学校としてブースを出していいよという話もあったと聞いておまして、子どもたちは本当に生き生きとしているなという感じがします。私もぜひ地元でそういう祭りなんかがあった時には、希望が丘高等特別支援学校をはじめ、そういうお子さんたちに声をかけさせていただいて、ブースを出してもいいかなと思ったりしておまして、環境整備という意味で、ぜひ特段の取組を進めていただけたら幸いですので、よろしく願いいたします。

【坂本(浩)委員】 第3次実施計画(案)の概要ということで、これはこれで施設を含めて、きちんとやってもらいたいと思っておりますが、通級指導学級のことでお尋ねなんです。これは本冊の11ページにも、「小・中・高等学校における特別支援教育の充実について」のところに、①で教員の専門性の向上ということで幾つかありまして、2つ目の丸のところに、近年、特別支援学級や通級指導教室の設置数が大幅に増加しているということと、そこで学ぶ児童生徒の障害の重度・重複化あるいは多様化も進んできているということで、これは資料がありますね。資料6がいわゆる特別支援学級の関係で、通級指導教室の関係が32ページ、資料19にあります。この教室数というのは多分通級のことだろうと思うのですが、例えば、この5年間ぐらい見ても、平成22年度が85で、教室が124に、40ぐらい増えていると。通級者数、恐らく、もっと希望はあるんじゃないかと思うのですが、917から1,835ということで倍増ということで、これはますます重要じゃないかと思うんです。通級は、今は複数の兼務が認められていると聞いているんですけれども、基本は、1つの学校に通級教室があって、そこに加配で専門教員を配置するというふうなことでやっているんですけれども、要するに、長崎市で伺ったのが、平成26年度で、6校のうち半分ぐらいで加配ができたけれども、平成27年度は14校で全然できない、ゼロだと聞いて、要するに、兼務でできるということを県教委が各地教委に指導して、もちろん本務校で何十時間以上だと制限はあったみたいなんですけれども、現実、現場がなかなかそうならないという声が私のほうに届いたものから、そうすると、これだけニーズが高まっているのに、今後対応できるんだろうかというのを現場の教員の皆さんが、将来的にどうなのだろうかと。スタートの時にはよくて、加配もきちんとできていてスタートしたらいいんですけれども、現実そうならないという状況ですので、そこら辺の現状を県教委としてどういうふうに認識しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

【木村義務教育課人事管理監】 委員ご指摘のとおりでございます。通級を希望する生徒数というのは年々増加をしている状況です。ただ、それに対して、国の通級に関する加配がある程度止まっている状況がございまして、その中で、精いっぱい通級の加配を入れているような状況でございます。そして、今年度から、巡回による通級というんですけれども、通級の先生が幾つかの学校を回りながらやっけていく、そういったことにも取り組みながら、できるだけ児童生徒のニーズに応えるような取組をやっけてきております。ただ、それにつきましては、現場の先生方にかなりご負担をおかけしている現状があるのは重々理解しているところです。

今後につきましても、できるだけ現場の負担にならないように、またより充実した教育ができるように、通級による指導について再度見直ししながら、充実した通級指導ができるように努力をしまいたいと思います。ただ、現状として、すぐに通級の先生の分が増加するということはなかなか見込まれないところがございますので、一定今の中で精いっぱい対応していくしかないのかなと思っております。

ただ反面、特別支援学級は1名でも設置が可能ということになっておりますので、学級自体は増えております。特別支援学級の一部の機能も使いながら、今後、そういった子どもにサポートができないかどうかも研究していきながら、できるだけ現場のニーズに対応するようなことを研究してまいたいと思っております。

12/9

【大久保委員】 先ほども議論がありましたけれども、議案外にも書いてありますので、再び県福祉保健総合計画について。これは長崎県の総合計画の中の保健・医療・福祉の分野の基本計画であって、そしてこの基本計画の素案の裏に関連計画ということでいっぱい出ていますけれども、これらの計画を包括した上位に位置する計画というような位置付けでよろしいのでしょうか。

【南部福祉保健課長】 ご指摘のとおりでございます。

【大久保委員】 そうしますと、基本理念があつて、目標、医療・介護・福祉サービスが受けられる体制を整備する、そして安全で安心して暮らせる地域を目指しますと。大いにいいことだと思いますけれども、その上で、例えば、地域包括ケアシステムをつくりましようとか、介護サービスの基盤整備をしましようとか、こうありますけれども、何となしに、高齢者の福祉の分野でいいますと、高齢者の方の自立を促しましよう、もっとはっきり言えば、寝たきを減らしましようとか、そういったものが余り見当たらないので、県として、余りそういう目標がないのか、ふさわしくないと思われているのか、お尋ねしたいと思います。

【南部福祉保健課長】 先ほど説明の中でお配りした概要版を見ていただければわかると思うんですけれども、概要版の2ページ目に、基本目標3の(2)高齢者の社会参加と活躍促進ということ、あるいは健康保持という面では(1)で健康づくり、生活習慣病の予防ということで、そういった委員ご指摘の部分も入っているという認識でございます。

【上田長寿社会課長】 「ながさき‘ほっと’プラン」の本文の42ページをご覧ください。「介護予防の推進」ということで1項目立てて、ここで介護にならないように介護予防の事業を推進していくという取組を記載しております。

【大久保委員】 まず、基本目標3の健康保持増進、生活習慣病の予防、これもわかります。2番目の高齢者の社会参加・活躍促進、これもわかります。ただ、例えば、寝たきりを減らしましょうというのはないですね。これは微妙に違いますものね。健康長寿の延伸に関しては、別の「健康ながさき21」というようなところに盛り込んであるのかもしれませんが、それらを包括して、生き生きとした高齢者をというためには、寝たきりを減らしていくということが非常に大事なことになっていくのではないかと思うわけであります。先ほど長寿社会課長からもありましたように、介護予防の推進ということで、これも一つの大事な要素だと思うんです。寝たきりの老人を減らすために、当然第1次予防があって、介護予防があって、たくさんやらなければいけないことがあって、その結果として、象徴的に寝たきりの老人が減ってくると。そして、自立を促して行って、地域でもってということで、これは地域包括ケアにつながっていくので、私は、非常に必要な概念じゃないかと思っているんですけども、そこあたりをもう一度、何かご見解がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

それは私の考えで、この間の本会議でも、PPK、ぴんぴんころりと、こう言いましたけれども、実は20年前、1991年に厚生省が「寝たきりゼロへの10か条」というものを策定しているんです。これは今読んでもすばらしいんですよ。20年たって、10か条ができていくか。できていないんです。そういう意味では、1991年、厚生省が策定をした「寝たきりゼロへの10か条」を見直していただいて、それぞれの10か条をぜひ部内でこれから基本計画をつくる上で、寝たきりを減らすという言葉を使うか使わないかは別にしても、寝たきりを減らしていくために、ありとあらゆる予防とか保健、医療、介護をつぎ込んでいくわけですからね。そして、自立を促していく先に、地域包括ケアの像というものが出てくるだろうと思うんです。ぜひそういう議論をしていただけたらいいなと思っております、お願い申し上げます。何かコメントがありましたら、ぜひ一言。

【南部福祉保健課長】 委員のご意見も踏まえて、今後2月に向けて検討していきたいと思っております。

【大久保委員】 この意見書を見まして、賛成の立場で討論をします。

来年、8年ぶりに1%診療報酬マイナス改定というような記事も出ておりましたが、診療報酬がマイナスになると、医療崩壊が目に見えております。これは過去にありました。だから、何としても財源を確保して、しっかりと見合う診療報酬をつくっていかねばいけないということを国に求めたいと思います。

それから、消費税の問題ですけれども、これも今、医療機関がいわゆる損税としてカバーしている。消費税が5%の時代からすると、もし10%になれば、その倍の損税でして、歯科診療所ですと年間数百万円、医科のクリニックですと何千万円、大病院ですと何億円という損税をこうむることになります。これまた医療崩壊あるいは医療サービスの低下につながっていく可能性がありますので、何としても財源を確保してやっていただきたいという思いで、賛成をさせていただきます。

12/10

【大久保委員】 貧困の連鎖ということで、今日はこういう時間をとっていただいて、議論ができるということは大変有意義だなと思うわけであります。貧困の連鎖によって、子どもたちの限りない可能性がそがれることがあってはならないということでの論議だろうと思っています。

そこで、冒頭にちょっと確認をさせていただきますが、県が定めている貧困の定義をお伝えいただければと思います。



【吉田こども家庭課長】 なかなか貧困の定義というのは難しいと思っております。

子どもの貧困率の出し方につきましては、素案の2ページにあります。貧困率の算定の仕方といたしますが、世帯全体の所得をそれぞれの世帯員の数の平方根で割って世帯それぞれの所得を出して、それを低い順から並べていって半分の方のさらに半分を貧困線とするというような算定の方式でございまして、何をもってとか、所得がどれぐらいだから貧困なんだというふうな提示までされていないところがございます。

そこにつきまして基本的に生活保護とか、児童養護施設に入所している親の支援のない子どもたちとか、税金も含めて日頃の家賃等も払えないような生活困窮者の世帯の子どもたち。ひとり親につきましても、我々の調査では、母子家庭でいけば年収200万円以下の人が7割ぐらいいらっしゃいますので、そういった世帯の子どもたちを貧困という形で捉えて、いろんな施策を取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】 貧困対策ということですから、まずは長崎県としての貧困の定義をしっかりと定めて。例えば国民所得と県民所得では違いますし、長崎県は皆さんご承知のように所得が低いと言われていきますので、そこでの平均値は当然変わってきます。その中で貧困率という定義をまずしっかりと定めていただきたいと思います。

それから、生活保護世帯とか、ひとり親の世帯とか、あるいは児童養護施設のお子さんたちの大学進学率について、いろんな目標設定等々があるかと思いますが、大学卒業の方とそうではない方の将来的な所得、年収の差というようなデータを長崎県は持ち合わせていますか。

【吉田こども家庭課長】 すみません、今は手元にはないんですけども、全国のデータはございます。やっぱり大卒のほうが生涯賃金としては高いというデータはございます。

長崎県としてのデータはなかったかと思っております。

【大久保委員】 以前私も、そのデータをもとに貧困の連鎖を断ち切っていくかといかんと、そういうふうなことで議論をしたことがあります。ぜひ、長崎県としてもしっかりとしたデータを提示して、その上でこの目標設定を出していかないと、なかなかきちとしたエビデンスにはならないんじゃないかと思うわけでありまして。

現在の県内の子どもの進学の状況は、生活保護世帯の子どもたちの高等学校進学率は96%、通常の県内の進学率は99%と3%の違いしかありませんが、大学進学率になると明らかに変わってくるんです。県内の高等学校卒業者の大学進学率は61%、しかし、生活保護世帯は23%ということで明らかに変わってくるわけでありまして。この状況は当然といえば当然なのかもしれませんが、やはり貧困の連鎖を断ち切る。

子どもたちが希望していなければいいんですけども、高等学校、大学と高等教育に進みたい子どもが、経済的な理由で進学の断念を余儀なくされるという状況を避けていくべきだろうと思っております。ぜひ、そこらあたりをしっかりと書き込んでいただきたいと思います。

先ほど言いましたようなエビデンス、これは絶対に必要ですよ。議論する上で、そのデータがないと、なんでだという話になるわけでありましてね。

私も子育てを現役世代でやっていますので、友達などから、子どもが小さい時は、大変だけれども何とかそれなりにやっていけると、子どもが大きくなって、さあ高校だ、大学だとなった時に、やっぱり家計に重い重い負担がのしかかってくるということをよく聞くわけでありまして。

先ほどから奨学金制度の話も出ておりますけれども、今、長崎県内の子どもたちが大学に進学する上での奨学金を得られる制度は、ざっとどういったものが挙げられますか。

【小森教育環境整備課長】 今現在の奨学金としては、公益財団法人の県の育英会の奨学金制度がございます。そのほかにも、先ほどからありました母子・父子・寡婦のための貸付金の中に大学進学のための貸付金もございます。それから、低所得者向けの社会福祉協議会等での教育の貸付金もございます。

また、人数的にはわずかですけれども、民間の奨学金も 10 ぐらいはあると思っております。

【大久保委員】 我々も、意外と相談を受けるんですよ。子どもを大学にやりたいけれども、何かいい奨学金制度はないかとですね。

まず、今言われた県の育英会の奨学金がありますね、それから民間のもの。これは少なくとも県として調べて、リストアップをされる必要があるんじゃないかと。これはデータがありますか。

【小森教育環境整備課長】 今日、手元にはないんですけども、教育環境整備課のホームページには、我々が把握しております民間の奨学金の一覧を載せているところでございます。

【大久保委員】 県内の各自治体がやっている制度もありますので、県として県内の自治体の奨学金制度もしっかり把握して、県内のお子さんたちの居住する地域によってはこういうものもありますよということをしちっと紹介される必要があるかなと思います。

少なくとも県としてできることは、まず育英会の奨学金制度をどうやってもっといい制度に変えていくかということですね。これは議論の中でしていただきたいと思います。

それから各自治体にも、県としての方針を出してアドバイスはできるのかなと思います。基本的には各市町の判断にはなりますけれども、県の方針ですよ。この対策をやるわけですから、県としても貧困の連鎖を断ち切るんだという方針を出した上で、各自治体の奨学金制度に対するアドバイスはできるんじゃないかなと思っています。

それから、各大学が持っている奨学金制度もあります。これは非常に条件がいいものもあります。ところが、そこには当然子どもたちの学力の具合とか、いろんところが加味されて、非常にハードルが高い、しかし条件は非常にいい制度があります。

それから、長崎県は県立大学を持っているんです。ここにも、県立大学に通う学生の支援と書いてありますけれども、長崎県として県立大学を持っているわけですから、県内の貧困の連鎖を断ち切る、そして経済的な理由で大学に進学することを断念されていた子どもたちの希望となり得る、そのための支援制度を整えた県立大学をつくり上げていただきたいと思います。

【小坂学事振興課長】 今記載しております県立大学における授業料減免の制度につきましては、生活保護家庭と同程度の生活状態にあるとか、風水害で住居が半壊とか全壊した家庭等につきまして支援をするということでございます。年間大体 200 名前後でございまして、8,000 万円から 9,000 万円を減免しているという状況でございます。

【大久保委員】 ぜひしっかりと、この議論の中で県立大学の存在を大きく出していただきたいと思いません。

最後にしますけれども、息子がまだ小学生くらいの時に、友達に活発な子どもさんがたくさんいらっしゃって、「将来が楽しみだな、高校、大学、社会人になって楽しみだな」と言いましたら、ある子どもが、「僕は大学に行かんと」と、「親も行っておらんし、親が、もう行くなと、うちには金がなかと言っている」と。それを聞いた時、非常に悲しい気持ちになりました。

基本的には家庭というのは社会の最小単位でありますから、その家庭、家庭のことにいろいろ口出しすることはできませんけれども、少なくとも長崎県内の希望に満ちあふれた子どもたちの将来を閉ざしたくないなという思いもあるものですから、そういったところも含めて、この論議の中で、長崎県は積極的に連鎖を断ち切ってやる、そして子どもたちの可能性を広げていくんだという大きな目指すものをもって取り組んでいただきたいということをお願いしまして、終わります。